

愛知県事業認定審議会に係る公開・非公開について

事業認定審議会に係る公開・非公開の判断については、愛知県事業認定審議会運営規程や愛知県情報公開条例に基づき行うこととなる。詳細は、下記のとおり。

1 会議の公開・非公開（全部又は一部）

⇒ 愛知県事業認定審議会運営規程第3条の規定に基づき、審議会で決定する。

愛知県事業認定審議会運営規程（抜粋）

（会議の公開）

第3条 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合に該当すると審議会が判断した場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について、審議等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 前項ただし書の規定により、会議の全部又は一部を公開しない決定をした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

2 議事要旨、議事録の公表

⇒愛知県事業認定審議会運営規程第7条の規定に基づき、議事要旨のみ公表する。公表方法は、愛知県建設局土木部用地課のウェブページへの掲載とする。

愛知県事業認定審議会運営規程（抜粋）

（会議要旨）

第7条 審議会の会議要旨は、公表する。

3 答申（審議会決定事項）の公表

⇒答申は公表する。公表方法は、愛知県建設局土木部用地課のウェブページへの掲載とする。

愛知県事業認定審議会運営規程（抜粋）

（答申書）

第5条 答申書には、事業の認定の可否の妥当性につき、議決に参加した委員全員が署名するものとする。

4 情報公開請求

⇒審議会での意思決定後、審議会運営規程等により県がウェブページにて公表した情報以外のもの（議事録）についても、愛知県情報公開条例第7条の規定に基づき、開示する。

愛知県情報公開条例（抜粋）

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

愛知県情報公開条例解釈運用基準（抜粋）

第7条第5号関係（審議等情報）

◆解釈及び運用

- 1 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に直接使用された情報のほか、これらに関連して県の機関、国等が作成し、又は取得した情報をいう。
- 2 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- 6 審議等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。